

年明けから3月の年度末に向かってのあわただしさを表す言葉として「1月は行く、2月は逃げる、3月は去る…」といわれます。その言葉通り、2月も明日で終わりを迎える、平成29年度もいよいよあと1ヵ月足らずを残すのみとなりました。

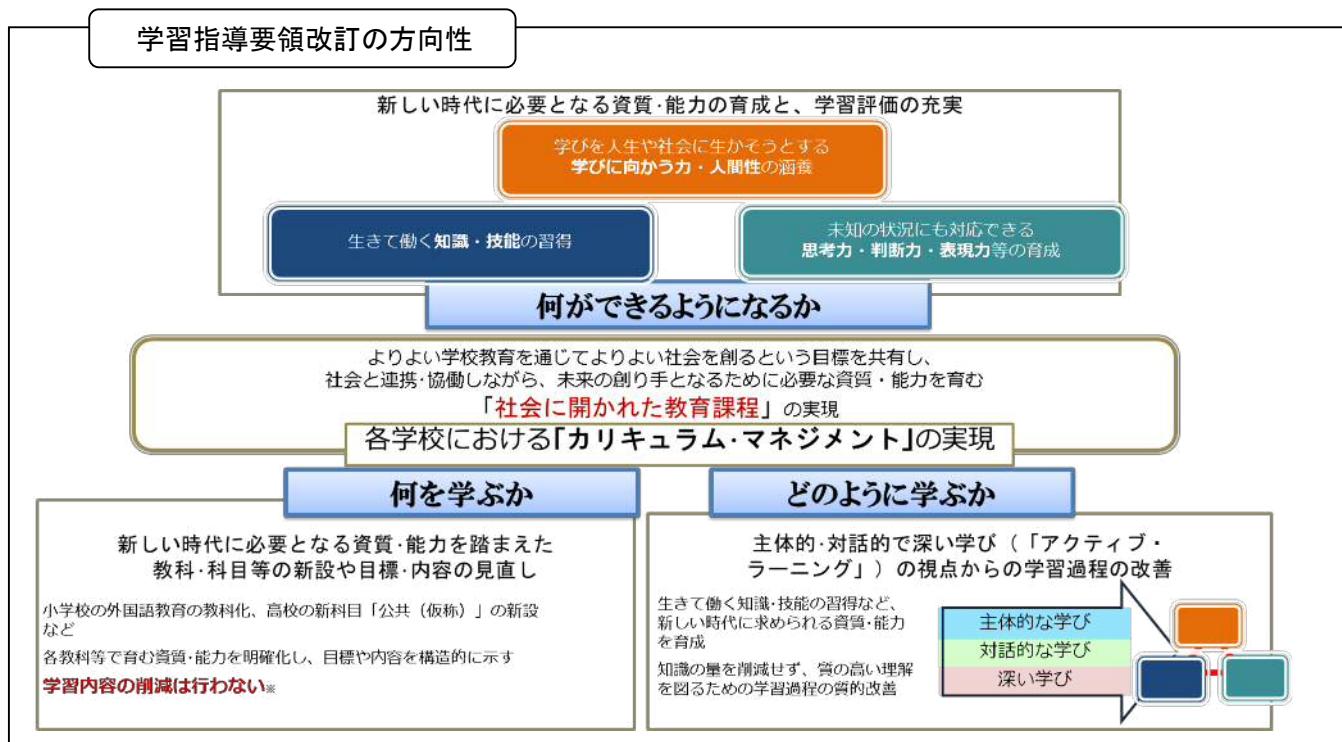
皆様も報道等でご存じのように、2020（平成32）年度の完全実施に向けて、平成29年3月に新しい学習指導要領が告示されました。それを受け、平成29年度を周知の期間と位置付け、この4月から始まる平成30年度には、外国語活動などもうすでに実施しているものも含めて、いくつかの内容が移行措置として実施されることになります。

そもそも、今回の学習指導要領の改訂は、以下のような考え方を基本としています。

「私たちが生きる現代社会は知識基盤社会といわれ、新しい知識・情報・技術があふれ、情報化やグローバル化など、変化が大変激しい社会であることが指摘されている。今後、これらに加え、人工知能の急速な進化が職業をはじめとする私たちの生活に大きな影響を与えるなど、社会的な変化は加速度を増し、複雑で予測困難な社会になるのは必至である。その時代を生き抜く今の子どもには、当然のごとくそんな激しい社会の変化に対応できる、真の生きる力を育むことが求められている。」

つまり、

「予測困難な時代に 持続可能な社会の担い手として期待されている 未来の創り手」
を育てることが要求されているのです。



今回の改定ではいくつかのキーワードが示されていますが、図で表すと上のようになります。

つまり「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」ことを目指し、「社会に開かれた教育課程」の実現を理念に掲げ、指導すべき事項に加え、「何ができるようになるか」という観点からの「身に付けるべき資質・能力」、そのために「どのように学ぶか」という観点からの「主体的・対話的で深い学び」の展開が求められているということです。

皆様におかれましても、この流れを知っていただき、ご家庭や地域における子どもとの関わりの中で、少しでも新しい教育に向けて後押しをしていただければ幸いです。

なお、具体的な内容につきましては、次回にお知らせしたいと思います。